政令第二百二十九号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第九十九条第十八号」を「第九十九条第十六号の二に掲げる場合（同号に規定する物件の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。）及び同条第十八号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和五年七月三日とする。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十一号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第四項、第六項及び第八項第十号並びに第百九十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の三第三号中「金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券（同号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）」を「次に掲げるもの」に改め、「（当該有価証券が特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）」を削り、同号に次のように加える。

イ　金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）

ロ　特定投資家向け有価証券（イに該当するものを除く。）

第一条の九の三を削る。

第二条の十二の四第三項第一号中「特定上場有価証券」の下に「（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「イタリア」の下に「、大韓民国」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄